

平成16年度資金管理業務に関する事業報告書(案)  
(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

当財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定され、法第93条に規定する資金管理業務を行うこととなった。

平成16年度は、平成17年1月1日の法の本格施行に向けて再資源化預託金等の収受のための基盤整備等について万全の準備を行うとともに、法の本格施行後は再資源化預託金等(以下「リサイクル料金等」という。)の収受・管理・運用等を法及び各種規程等に基づき安全かつ確実に実施した。

平成16年12月末までは準備期間として、システム構築を含めた資金管理業務の体制整備を行ったが、そのうち主要なものは以下のとおり。

### 1. 資金管理料金の決定

資金管理業務の適正かつ効率的な実施に必要な費用の積上げを踏まえ、法第73条第6項の規定に基づいて、資金管理料金を経済産業・環境大臣に申請し、7月12日付で認可を受け、公表した。

資金管理料金(法第73条第6項)

・新車購入時預託	: 380円/台
・継続検査時等預託及び引取時預託	: 480円/台

### 2. 関係事業者へのリサイクル料金等の収受に係る実務の委託

自動車製造業者等41事業者、整備事業者約46,000事業所、運輸支局等内又は近傍の団体170団体、引取業者約39,000事業所等に対してリサイクル料金等の収受に係わる業務委託を行い、委託契約の締結と上記事業者・団体のシステム登録等を行った。

なお、運輸支局等内又は近傍の団体においては、システム登録を行っていない整備事業者や自動車所有者が預託申請業務を行うための専用端末を設置した。

また、運輸支局等内又は近傍の団体に対しては、リサイクル料金等の預託証明業務についても委託契約等を行った。

### 3. 資金管理システムの立ち上げ

資金管理センターにおいては、自動車所有者による既販車のリサイクル料金等の円滑な預託を確保するため、自動車製造業者等が設定するリサ

イクル料金情報を個別の登録・車両番号、車台番号と関連付けて管理する。

このため、4月より、既販車についての自動車登録情報等を、登録自動車約7,700万台分(一時抹消登録中のものを含む)は(財)自動車検査登録協力会から、軽自動車約2,500万台分(車検証が返納されたものを含む)は(社)全国軽自動車協会連合会から提供を受け、自動車一台ごとのデータを整備した。

また、預託金の収受、リサイクル料金の払渡し、利息の計算等の資金管理システム全般及び関連する会計システムについての機能・運用のテスト、検証を実施し、平成17年1月1日の本格稼働のための万全な準備を行った。

なお、自動車リサイクルシステムを円滑に機能させるためのシステムオペレーションセンターを(財)自動車リサイクル促進センターの3指定法人機能共通のデータセンターとして構築した。

#### 4. コンタクトセンターの本格稼働

自動車所有者・ユーザーや関係事業者等からの問い合わせ対応、関連する事務処理について、(財)自動車リサイクル促進センターの3指定法人機能共通で外部委託を行ってコンタクトセンターを開設した。

あわせて、コンタクトセンターにおいて、関連する事務処理(事業者等からの郵送・FAX等による預託申請の受付関連業務、預託証明シールの発行等)を行うためのオペレーションセンター(事務処理センター)もスタートさせ、本格施行以降に万全の体制で臨めるよう要員の教育・研修を行った。

#### 5. 関係事業者向け理解普及活動の実施(法施行後の活動を含む。)

平成16年4月13日から6月24日にかけて、情報管理センター(情報管理部)、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構及び国等と共催して、引取業者等を対象としたリサイクル料金等の収受に係る実務に関する説明会を全国47都道府県において59回実施し、約41,000名の参加を得た。

さらに、上記説明会への未参加者への対応とリサイクル料金等の収受に係る実務への更なる理解促進を図るべく、平成16年10月18日から11月26日まで全国47都道府県において50回の説明会を行い、約11,000名の参加を得た。また、より一層の万全を期すべく、これらの説明会へも未参加であった関係事業者への対応として、法施行直後である平成17年1月24日から2月28日まで全国47都道府県において50回の説明会を行い、約8,000名の参加を得た。

これらの3度にわたる説明会により、リサイクル料金等の収受に係る実務への理解を得られることとなった。

また、平成16年9月21日から27日にかけて、並行輸入事業者を対象とした新車登録・検査時の実務に関する説明会を3回実施し、約300名の参加を得た。11月には、17日から29日にかけて中古車輸出事業者を対象としたリサイクル料金等の返還実務に関する説明会を5回実施し、約1,400名の参加を得た。

なお、各種実務詳細マニュアル(継続検査時預託用、引取時預託用、並行輸入用、中古車輸出用)を作成して、平成16年10月から関係事業者に配布した。

## 6. 輸出返還手数料の決定

輸出返還業務の適正かつ効率的な実施に必要な費用を踏まえ、法第78条第3項の規定に基づいて、輸出返還手数料を経済産業・環境大臣に申請し、11月10日付で認可を受け、公表した。

輸出返還手数料(法第78条第3項)

- ・パソコン申請(自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行った事業者が、保有するパソコンで返還申請書を作成し申請する場合) : 950円/台
- ・一般申請(パソコン申請以外で申請する場合) : 1,390円/台

## 7. 自動車所有者・ユーザー向け理解普及活動の実施(法施行後の活動を含む。)

自動車所有者・ユーザーに対して新たな自動車リサイクルシステムの仕組みを十分に理解していただき、リサイクル料金等の収受を円滑に行うことが、法の円滑な施行のために必須であるところ、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページはもとより、マスメディア等も活用して積極的な理解普及活動を行った。行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と十分に連携をとりつつ、7月の新聞出稿から本格化し、特に法の本格施行前の10月から2月にかけてを重点時期として、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等も十分に利用して総合的な広報活動を実施した。法の本格施行後についても、引き続き広報活動等を実施した。

平成17年1月1日の法の本格施行後に行った事業は以下のとおり。

### 1. リサイクル料金等の収受

法の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時までに、制度施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時までに、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、関係事業者を通じるなどして自動車所有者からリサイクル料金等の収受を行った。

本年度は、新車登録・検査時預託約174万台分(約189億円)、継続検査時等預託約786万台分(約735億円)、引取時預託約46万台分(約37億円)が預託された。

また、資金管理業務を適切かつ円滑に運営するべく、平成17年1月から3月まで5回にわたりシステムメンテナンス日を設け、資金管理システムについて万全の保守管理を行った。

## 2. リサイクル料金等の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金等を運用の基本方針、運用計画等に基づいて、安全かつ確実な方法により管理・運用した。

本年度の運用資産合計は約267億円、運用利益金合計は約406万円であった。

## 3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクル等に要する費用として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(再資源化支援部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。本年度は、払渡し台数はASR約67千台(約391百万円)、エアバッグ類約13千台(約25百万円)、フロン類約41千台(約85百万円)であった。

## 4. 中古車輸出時のリサイクル料金等の返還

自動車の所有者がリサイクル料金等が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金等を返還することとなっているが、本年度の返還はなかった。

## 5. 特定再資源化預託金等の確定と出えん

特定再資源化預託金等が発生した場合には、経済産業・環境大臣の承認・認可を受けて、指定再資源化機関(再資源化支援部)による離島対策・不法投棄対策等や、自動車所有者におけるリサイクル料金の負担軽減など

特定の目的のために活用することが可能な制度となっているが、法の本格施行後間もない本年度については特定再資源化預託金等の確定・出えんはなかった。

6. 自動車所有者・ユーザー向け理解普及活動の実施  
法施行前の実施状況を参照。

以上